

平成29年10月25日

平成29年度

第1回大田区総合教育会議会議録

大田区役所 総務部総務課

(午後4時00分開会)

○区長

それでは、定刻となりましたので、平成29年度第1回大田区総合教育会議を開会させていただきます。

本日、皆様にはこの総合教育会議を招集申し上げましたところ、お忙しい中にも関わらず、御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

本日の会議につきましては、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、まず、事務局から傍聴について報告があります。

○総務課長

事務局を務めます、総務課長の今井でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、傍聴希望者が7名おります。

○区長

大田区総合教育会議傍聴要領に基づき、本日の傍聴希望に対しては、許可したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○区長

また、途中からの入場についても許可したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○区長

それでは、傍聴を許可することとします。

(傍聴者入場)

○区長

それでは、傍聴される方に申し上げたいと思います。議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により、公然と可否を表明することを禁止いたします。

御協力のほど、お願い申し上げます。

それでは、会議を始めます。

初めに、大田区総合教育会議運営要綱第8条第2項において、議事録署名者は、私のほかに委員の中から会議において決定したものが署名しなければならないとされておりますが、本日の会議の議事録署名は、藤崎教育委員会委員長にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○区長

それでは、藤崎教育委員会委員長を議事録署名者といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の日程について、事務局から説明があります。

○総務課長

お手元の次第を御覧ください。

本日の予定でございますが、次第2にありますとおり、調整事項としまして、「区立図書館の今後のあり方について」でございます。

続きまして、次第3ですが、教育委員会からの報告事項、「大田区立学校生徒事故調査委員会の活動報告について」でございます。

なお、こちらについては、個人の秘密を保つために必要があると認められますので、大田区総合教育会議運営要綱第6条に基づき非公開に、また第8条に基づき、当該箇所の議事録については、公表しないこととさせていただきたいと事務局では考えております。

○区長

ただいま、事務局から提案のありました、次第3の対応の提案につきまして、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○区長

異議なしと認めまして、本議題については、非公開で審議し、議事録も同様に非公開といたします。

さて、秋は区政においても、各地域においても、様々なイベントが催され、活気あふれるシーズンでございます。

来週末の11月4日、5日は、恒例の「OTAふれあいフェスタ 2017」が開催されます。

今年は、「笑顔 このまちから 地域力・国際都市」をキャッチコピーとしておりまして、ぜひ多くの方に御来場いただき、地域とのふれあい、交流を楽しんでいただきたいと思います。

また、2学期は、各学校でも運動会や文化祭、遠足・社会科見学といった学校外での授業など、様々な行事が行われ、先生方にとってはお忙しい時期かと思いますが、ふだんの授業とは異なる活動を通じて、子どもたちが1段階、2段階と成長していく姿を目にする機会も多いのではないのでしょうか。

先生方が充実した授業、活動を行えるよう、行政としてもサポートを続けてまいりたいと考えております。

ところで、この総合教育会議は、平成27年8月のスタートから、今回で5回目を数えます。この会議は、私と教育委員の皆さんとが、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

や、児童・生徒等の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行うことにより、相互の連携をさらに強化し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としております。

昨年度に行いました、2回の会議では、子どもが抱える困難と子どもの貧困対策をテーマに意見を交わし、課題認識等を共有させていただきました。

どちらの会議でも居場所の重要性に触れました。家庭や社会環境の変化により、子どもだけではなく、その保護者、高齢者まで、あらゆる世代において、社会とのつながりが薄れ、孤立したりすることにより、困難な状況に置かれている実態があることが指摘されています。

本日の議題となっている区立図書館には、図書館法に定められている、「教養、調査研究、レクリエーション等に資する」という役割はもちろん、人と人をつなぐ交流の場や学び合いの場、生き生きと活動するための拠点といった新たな役割も期待されます。

この後、図書館のあり方について御検討いただいた内容を御報告いただき、教育委員の皆様と意見交換をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、お手元に配付している資料1について、山中大田図書館長から説明をお願いいたします。

○大田図書館長

それでは、私から区立図書館の今後のあり方について、御説明をさせていただきます。

少子高齢化による利用者層の変化やインターネットの普及によるライフスタイルの変化に伴う、利用者ニーズへの対応など、時代に即した図書館運営が望まれています。こうした状況を踏まえまして、大田区教育委員会では、区立図書館の基本的な運営方針を策定することといたしました。

お手元の資料、大田区立図書館の今後のあり方の検討についてを御覧ください。

検討手順でございますが、学識経験者、区民代表等の方々に構成する有識者懇談会を開催し、いただいた御意見をもとに、庁内関係部局による庁内検討会で原案を作成いたしました。この原案につきましては、今回、御協議いただき、決定した内容をパブリックコメントに付し、お寄せいただいた御意見を参考にし、報告書にまとめ、教育委員会に報告いたします。

教育委員会では、この報告を踏まえ、区立図書館の運営方針を決定いたします。

検討の体制と懇談会の関係をあらわしたものが資料の2の図になります。

検討の視点につきましては、大田区基本構想で掲げる、「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市おおた」の実現を基本とし、文部科学省告示、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を個別の事項の検討の視点といたしました。

裏面の4につきましては、庁内検討会、有識者懇談会のメンバーでございます。

最後に、スケジュールでございますが、本日の総合会議を経て、パブリックコメント案を決定いたします。11月には区議会へ報告し、パブリックコメントを募集いたします。その後、報告書を教育委員会、区議会に報告し、一般公表し、3月の総合教育会議において教育委員会の区立図書館運営方針として付議し、御協議いただきます。3月末には、区立図書館運営方針として決定をいただく予定でございます。

これまで3回開催いたしました懇談会の中では、委員の皆様方から、地域の自治会・町会やボランティア団体など、地域で公共的な活動を行っている団体が発行している広報誌を公開するコーナーを図書館に設置し、地域の情報を広く提供するとともに、地域活動へ興味と関心を持ってもらいたいという御意見や、来館者が図書館を利用して、どのように調べ学習をしたらいいのか支援するため、少人数でのオリエンテーションの実施、インターネットによる文献調査の方法を記したマニュアルの作成、図書館において特定のテーマに関する文献、情報の探し方、調べ方を提供する広報誌を作成・配布して、区民が自ら調べる支援が必要ではないかという御意見をいただきました。これらをもとに、原案を作成しております。

それでは、原案について御説明をさせていただきます。原案を御覧ください。

この原案につきましては、1枚めくっていただきまして、目次にございますとおり、「第1 区立図書館整備のあゆみ」から、「第5 新たな図書館運営を目指して」まで、5章により構成をされております。

第1、区立図書館整備のあゆみにつきましては、区立図書館の沿革についてでございます。

次に、第2は、図書館の現状についてでございます。この章につきましては、現在区立図書館で実施しているサービスについて記載してございます。

次に、第3、区立図書館の課題と解決に向けた方向性でございます。この章では、統計や区立図書館長へのアンケートをもとに、区立図書館の課題と解決の方向性についてまとめているものでございます。

第1から第3につきましては、説明を割愛させていただき、後ほど御覧いただければというふうに思います。

それでは、恐縮でございますが、37ページを御覧ください。下から8行目のところにあります、第4、区立図書館の今後のあり方を御覧ください。

まず、1、区立図書館運営の基本的な考え方でございます。高度情報通信社会の到来により、ライフスタイルの変化が指摘されてきました。インターネットを通じた図書館資料の貸出予約サービスの実施により、予約は2.5倍、一人当たりの年間貸出数は2倍に増加する一方で、登録者数やレファレンス件数は減少しています。このことは、意識的に読書をしている層と読書から遠ざかっている層との二極化が進んでいるように見受けられます。

現在の図書館の利用実態に目を向けると、1日の中で時間帯によって、主となる利用者層が変化し、その表情を変えていきます。図書館には、利用者のそれぞれの生活やニーズに合わせたサービス提供が求められています。今後もこの取り組みを着実に推進していくことが重要です。

また、図書館には、様々な地域の人々が集まってきます。これまでの図書館では、人々が個々に本を読み、考えるという個人利用での機能が重視されてきました。現在学校では、グループディスカッションやディベートを取り入れることが推奨されています。今後は、思索の場として、対話のできる場が求められるようになり、静粛を保つ場を提供するだけでなく、グループ討議ができるような場を提供していくことが必要になると考えられます。地域力の推進という面から、地域の人々を出会わせ、結びつけ、地域の大きな力にしていく可能性が広がっています。今後の図書館は、人と人とを出会わせ、地域活動へと誘う地

域力の育成機能を備えていくことが大切です。

これらにより、区立図書館の今後のあり方として、基本的な運営方針を定めました。

次に、A3縦1枚の資料、「区立図書館の今後のあり方について（原案）」の概要を御覧ください。

基本的な運営方針を4点とさせていただきます。まず1点目は、区民の教養、調査研究、レクリエーション等に資すること等の区立図書館の基本的役割を着実に推進すること。2点目が、児童・青少年、高齢者、障がい者、乳幼児とその保護者、外国人等、それぞれの区民の特性に合わせたきめ細かな図書館サービスの提供に努めること。3点目は、人が集まる図書館と特性を活かし、人と人とを結びつけ、地域の力とする地域活動の育成の役割を果たすことを目指すこと。4点目は、全ての区民が等しく、充実した区立図書館サービスを楽しむことができるよう、充実した図書館環境の整備に努めること。この4点を基本的な運営方針とさせていただきます。

大田区では、「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市おおた」を目指すべき姿として掲げています。区立図書館を観光先の一つとして選んでもらえるような魅力ある図書館となれば、大きな魅力を発する存在となるはずです。区立図書館は、図書資料の充実と魅力ある新しい図書館サービスの開発、居心地のよい空間づくりを目指していきます。

次に、施策及び個別事業についてでございます。基本的な考え方を踏まえまして、基本的役割の充実、区民の特性に合わせたきめ細かな図書館サービスの提供、地域活動のインキュベーション機能の推進、図書館環境の整備の四つを柱とする施策体系とさせていただきます。

施策体系をさらに個別に検討した改善案を体系図で整理いたしますと、表の一番右側の個別事業案が考えられます。主なものを上から順次説明させていただきますと、「町会・自治会紙をはじめとした地域情報紙の収集公開」では、地域で公共的活動を行っている団体の広報紙を公開するコーナーを設置し、地域情報誌を提供するとともに、地域の方々の地域活動への興味と関心を育みます。

「個人が所蔵する地域資料の収集・保存」では、郷土博物館と連携し、地域の様子を伝える古い写真や文書を収集し、デジタル化することで、アーカイブの構築に努めます。

「行政に関する情報提供の充実」では、区役所区政情報コーナーとの連携による行政情報の共有を進めるとともに、各館に区の配布物専用コーナーを設置します。

「対話スペースの設置」では、多目的室の活用により、館内でグループディスカッションやディベートなどが実施できる、対話が可能なスペースを整備します。

「タブレットPCの館内貸出の実施」では、パソコンをデスクトップ型からタブレット型に転換し、館内貸出を行うことで、閲覧席でインターネット検索等の利用ができるよう、整備に努めます。

「勤労者に向けたサービス提供の充実」では、開館時間を延長している図書館のPRを強化するほか、駅に近接する区立図書館については、開館時間を延長する館の拡大を図るほか、図書貸出ロッカーの設置を検討してまいります。

「デジタル図書の試験導入」では、雑誌等を中心に試験的に導入を進め、将来のデジタル図書の図書館における活用のあり方を検討します。

「図書館運営協議会の設置」では、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民要望を十分に反映した図書館運営を実現するため、図書館法に基づく図書館運営協議会を設置します。

「区民活動団体等の集会行事への参画」では、集会行事への地域の区民活動団体の参画や、区民活動団体を紹介する行事の開催に努めます。

「区民活動団体の情報提供」では、図書館レファレンスの一環として、地域の区民活動団体に関する情報提供を行い、区民の区民活動団体への参加を促進します。

「多様な集会行事の開催」では、図書館での講座の後に博物館を訪問する等、区民文化施設との連携による知識と体験を織り混ぜたイベント等、多様な集会行事を企画、開催して、区民の生涯学習を推進します。

「区文化財資料の有償頒布の実施」では、図書館と親和性の高い郷土博物館の文化財資料等の有償頒布を図書館で行います。

「図書館施設の更新」では、築45年を超える大田、馬込、池上の3館については、設置場所の検討も含めた施設更新に着手します。

「区民施設へのサテライト図書館の設置」では、半径900メートル以内、徒歩15分以内に1館の条件を満たしていない地域や高齢者の利用が困難な地形の高低差の大きな地域には、図書の閲覧スペースと図書貸出窓口を備える小規模なスペース（サテライト図書館）を整備します。

「大田文化の森情報館図書コーナーの図書館化」では、同コーナーを図書館に位置付けて、大田図書館で他の区立図書館と一体的に管理、運営します。

「多目的室の整備」では、全館に多目的室を整備して、時間帯によって使い分けることで多様な集会行事の実施や対話できる場の提供に役立てます。

以上が、施策及び個別事業になります。

最後に、新たな図書館像の確立についてでございます。近年、民間活力を活用した新たな動きが見られ、注目を浴びています。これまでの図書分類によらない図書の自由な配列やくつろげる快適なインテリア、カフェやICT機器の導入等、従来の図書館のあり方にとらわれない柔軟な発想で利用者も増加しているようです。

一方で、同じ場所で書籍販売を行うことやインテリアとして飾るためだけに見ばえのよい図書を大量購入する等の行為が批判されている事態も発生しております。

区立図書館は、知の拠点としての機能のほかにも、区民にとっての「居場所」、「憩いの場」としての側面を持っており、区民に身近な図書館として気軽に利用できる雰囲気や機能も求められています。大田区の区立図書館は、図書館法に規定されている図書館の基本的役割を適切に果たしながら、区民にとって親しみやすさ、快適さを追求し、両者の機能をあわせ持った、新しい図書館像を確立していくことが重要です。

以上が、「区立図書館の今後のあり方について（原案）」の概要についてでございます。私からの説明は以上でございます。

○区長

それでは、ただいまの報告に対しまして、それぞれ委員より御意見をいただきたいと思っております。それでは藤崎教育委員長からお願いします。

○藤崎教育委員長

御報告どうもありがとうございました。今後の図書館のあり方を考える際に、私の中で、既にもうでき上がってしまっている図書館像というものがあって、なかなかこれを打ち破れない。どうしても図書館というのは、静かに本を読むところからスタートしてしまっている、今回いろいろと御提案いただきました、人と人が出会う場、そこから何かが生まれる場というところになかなか頭を持っていくのが大変だったというのが正直なところでは。

本を読むことありきからスタートすると、本を読む人間を増やすためには、借りやすいとか、すぐ手に取れるとか、そういう今の機能の便利さ、利便性を高めるというところに行ってしまうことが、既に私の中で固定概念ができてしまっているということです。

今、図書館ユーザーのニーズが自分の欲しい情報までに遠回りをしたくない、早くそこに届きたい、時間がないということであれば、欲しい本はネットで購入することになるわけですね。つまり、図書館や本屋の書架でたまたま横にあった本に出会う機会が減り、ないしは他の方と出会い、様々な意見が聞ける場が急速に減ってきているという状況だと思います。そこで、今後必要になってくるだろうと思うことは、自分が想定していなかった本や自分とは違う考えを持った人々との出会いを創出する場としての役割をどう図書館が担っていけるかは考えるべきだと思います。

もう一つ、委員の中でもやりとりがあったのですが、図書館のために、図書を借りるためだけに足を運ぶかと言われてしまうと、なかなか難しいということでは、現存のほかの施設との複合という形での存続です。ほかの目的で行ったのだけど、横に図書館があるとか、図書に触れる場があるということで、先に挙げた出会い創出の場とする考えです。しかし、まだまだ自分の中の固定概念が破れきれず、少し悶々としているというのが正直なところでは。

○区長

それでは、鈴木委員。

○鈴木委員

私のほうで、ちょっと余談から入らせていただきたいのですが、学校では図書に触れる機会を多く持たせたいということで、読書週間などはできるだけ子どもたちには、機会に触れて、読書に親しむことを常にやっておられるのですが、一つの学校で、学校便りを頂戴したのです。学校便りの中の4年生の読書の標語が載っていたのです。その中を見ますと、子どもたちが標語の中に、「空想あふれる夢の国」だとか、あるいは「外の音何も聞こえない」という文言ですとか、「世界に通ずる鍵」だとか、そして「自分の世界」だというように考えや思いの広がりをあらわしたり、内容に吸い込まれる、集中していく様子ですとか、本にはヒントがたくさんあるのだということ、そして大切な自分の時間であるということが文言の中に伝わってきています。これを見ますと、子どもたちが、本に対して関心をもつ機会をできるだけ多くということで、学校の指導の中で頑張っておられ非常にいいことだと思います。

図書館の今後のあり方ということでお話を伺いました。伺った中で、ふだんから区長さ

んのおっしゃっている地域力という部分では、非常に浸透してきているのかなと思っております。この原案の中では、図書館の協議会の設置とかが書いてありますが、協議会の設置をして、どのような方が委員に名を連ねるのかなということも一つなのですが、あとは、団体の参画ですね。地域の人たちが関心を持って、そこに参加する、参画するということは非常にうれしいし、ありがたいと思っております。

そして、ここに今掲げられているように、タブレットやスマホで全部用を足してしまうという時代になってきています。そういった中ですと、自分に必要なものだけを取り上げて調べるとか、そういったことに皆さんは行きがち。ましてや、若い方たちは特にそうですね。高齢者においても、意外と本に接する機会が少なくなっている。地域の中に本屋さんもなくなっていることを考えると、やはり図書館の役割は大きく非常に重要なのかなと思っています。

今後を考えたときに、先ほど藤崎委員がおっしゃったように、静かに本を読むところという概念から離れて、できるだけ地域と共生をしていくということでは、いい案だと思っております。

今後これを進めるにあたっての検討委員会なり懇談会などを持たれて、ここまで細かく検討されたことに対して敬意を表しますとともに、このことを具現化していくという方法をこれから皆さんで考えていただくようになるかと、このように思っております。

○区長

どうもありがとうございます。

では、津村教育長。

○津村教育長

私ども、これからの学校教育のあり方というものを議論する際の社会的な背景として、知識基盤社会という言葉をよく使います。様々な制度の変化が激しく、また技術革新も、最近でいえばAIが注目されていますけれども、そういった技術革新も急速であるために、常に新しい知識が社会の中に生み出されてくるということで、そのような新しい知識を絶えず我々は収集して、学習をしていくという、そういう学習をすることが必要だということが現代の特徴なのであるかと思っていますところでございます。

その現代では、インターネット、これが爆発的に普及をしておりますので、そこから必要な情報をいながらにして、気軽に収集できるということで、利用が進んでいるわけですが、本や雑誌の情報ははじめとして、ネットでは収集できない重要な情報もございます。そのような情報を個人で収集するということには、資力の問題であるとか、あるいは場所の問題であるとか、様々な制約があるということですから、そこでやはり、共通に利用できる知識のプラットフォーム、これが必要だろうと思っておりまして、それが図書館の果たす役割の一つだと思っています。

ただし、ネットからの情報の収集、これに対抗できる工夫というのが必要だと思います。いながらにして、気軽に活用できる、時代のニーズに合った形に図書館を変えていく必要があるかと思っています。

具体的には、一つは、現地に行かなくても、図書館に行かなくても、図書館が持つ情報、

知識に容易にアクセスできる。気軽に書籍や資料にアクセスできて、活用できる工夫が求められていると思います。

具体的には、例えば、これは現在もう既に実現できておりますけれども、ネットで借りる手続をすることができるということは、当然考えられますし、さらには、もう1歩進んで、宅配サービスですね。こういったものも考えていっていいのではないかと思います。

現状では、障がいのある方に対しては、宅配サービスを実施しておりますけれども、障がいがある方でなくても、有料で構いませんので、そういったものが利用できると、例えば、まとめて図書を借りるときなどには便利なのかなと思っております。

それから、二つ目ですけれども、本や資料、その内容がネット上である程度わかるということも大事なことなのかなと思います。つまり、書誌情報といったものがネット上でわかるということを言いたいわけですがけれども、これは既に民間の出版を扱っているネット上では、ある程度この本の内容はこうですよというふうに書いてあるわけですがけれども、そういったものが、図書館からの情報提供の中でもわかるとありがたいなと思いますし、さらに進んで、その借りたい本に関連する書籍であるとか、資料、こういったものもわかると、調べたい内容がさらに広がっていくと思っております。

それから、三つ目には、レファレンスサービス、これをさらに充実していく必要があると思いますし、そのためには、司書の資質、これをさらに高めていくということも大事なことだと思います。

四つ目ですけれども、図書館が収蔵する書籍や資料、これについてもさらに充実をしていく必要があると思っております。現状でも、区立の図書館で分担収集をしておりますし、さらにネットワークをつくって、都立の図書館、あるいは国会図書館等と連携をしているわけですがけれども、それはそれで大事なことでありますけれども、やはり区立の図書館の中で、収蔵が充実しているということも、必要であると思っておりまして、こういった取り組みを通じて、ネット時代にも活用される図書館にしていく必要があると考えております。

○区長

それでは、芳賀委員。

○芳賀委員

芳賀でございます。

図書館にはいろいろな機能がありまして、私も弁護士をやっているのですが、裁判なんかでいろいろな資料を探さなければいけないことがあります。出版物に関して言うと、絶版になってしまっていて、図書館に唯一残っていることがしばしばあって助かることがあります。いわゆるアーカイブ機能ですね。

あと、図書館に行って、司書の方にいろいろ聞いて、参考文献はほかにはないかということをお教えいただくというレファレンス機能なんていうのも私の仕事なんかではよく使っています。また、今回の今後のあり方の原案で結構柱にされている、いろいろな知的な交流の拠点になるということも、まさに重要な役割なのだろうなと思っております。

ただ、図書館のもう一つの大きな柱として、いわゆる無料で本を貸す、無料貸本として

の機能があるわけですが、これについては、最近いろいろな議論があります。例えば、先日の10月の全国図書館大会では、文芸春秋社の社長さんが、文庫本は収益全体の30%を占める大きな柱だと。図書館で文庫の貸し出しはやめていただきたいということを訴えて、新聞等でも報道されました。

また、大田区内の書店数も事務局に調査していただいたら、平成14年と平成26年を比較して、店舗数も従業員数も約3分の1になっています。いわゆる駅前書店が減って、通勤帰りにちょっと雑誌や本を見たりとかということがなかなかできなくなりました。また、書店には、図書館も同じなのですが、開かれた書棚を見て、いろいろな思いがけない本が目に入って、それを購入する、あるいはそれに知的刺激を受けるというきっかけがあったのですが、それがだんだんなくなってきているというところが心配です。

大田区の図書館でも、貸し出しの登録者数が減少しているのに、一人当たりの貸出冊数が平成19年の14.8冊から、平成27年は31.2冊に倍増しました。これは平成20年にインターネット予約の稼働した時期が一致しているということで、客観的に見て、無料貸本機能に注目したヘビーユーザーが増えているという印象があります。

最近、無料で簡単に情報を得て、それでいいとしている風潮があるなど感じています。有料の新聞を購読しないで、ネットの無料ニュースで済ませる。ユーチューブを見てCDを買わないという感じですね。

灰谷健次郎さんという作家がいるのですが、その方の「太陽の子」という作品がありまして、その中のせりふに、「本は買って読め、家は借りて住め」というのがあるのです。誤解のないように言っておきますけど、これは別に図書館を否定する文脈ではありません。ただ、要するに、自分の人間としての根本を養う本のところをお金を節約しておいて、ほかの財産をためるのはいかがなものかという、そういう発想、戒めとしてのせりふだったと思うのです。私はやはり人間の心意気としてはそういうところがないといけないのではないかとずっと感じておりました。

やはり、知的財産というのは、正当な対価を払って利用すべきものですし、そうでなければ、苦勞して知的財産を生み出す人があらわれなくなってしまうのではないかという不安があります。子どもの場合はまたちょっと別の考慮が必要なのですが、特に大人についてはきちんと対価を払って利用していただくというのが、原則なのではないかなと思っています。

それで、無料貸本としての機能を重視、つまり貸本の数や回転数を重視するとすると、図書館は発売直後からベストセラーを大量に購入して、それをどんどん貸与するというビジネスモデルが正解になるわけなのですが、そういうことはやっていらっしやらないですよという確認の意味で、先ほど伺ったら、大田区の図書館は1館につき、どんなベストセラーでも2冊までしか買わないのですよとお聞きしたので、それは正しいなと私は感じております。

やはり、資源がない日本ですので、これからの子どもたちは知的なこと御飯を食べていくという方向に一生懸命やらないといけない。むしろ図書館を応援してあげるほうの役割を一生懸命果たせるようになってほしいなと思っています。そういう意味では、知的な交流の場所というのは非常にいいのですけれども、ほかのところで、やはり、きちんと対価を払って、知的財産を使うことへの皆さんの意識づけというのも、同時にやっていく

べきではないのかなと、そんなふうに感じております。

以上でございます。

○区長

ありがとうございます。

では、尾形委員。

○尾形委員

私は、よく図書館を利用させていただいております。本当に大田区立の図書館は、毎年利用者や地域住民の貴重な意見を伺って、1年、1年区民サービスが向上しているなど本当に敬意を表しております。今日の今後のあり方についての提案も本当によい提案だなど思っております。そして、私がその中で、特に重点にしたいことがあります。

一つは、やはり区民がわくわくしながら集い、そして出会い、交流する、そんな図書館の整備をしてほしいと考えております。大田区は、地域力を生かして、豊かで安心・安全なまちづくりを目指しております。ですから、区民がわくわくしながら、集い、そして出会い、交流する、そんな図書館が求められているのかなと思います。図書館は、ゆっくり本を選んだり、借りたり、読んだり、物事を考えたりすることができる静かな空間である図書館という役割をもった図書館とともに、地域の方々がわくわくしながら出会い、交流する図書館という、この両方の役割をもった図書館の整備を推進してほしいと思います。そのためには、図書館を複合施設にし、来館者が語り合える、イベントのできる多目的室の整備やゆっくりできる、談話できる、素敵な談話室の設置、インターネットやパソコン教室を開催できるパソコン専用室の設置など、検討してみるといいのかなと思っております。

二つは、公共施設や駅中、駅前などに貸し出し、返却できるスペース、どこでも図書館の設置を望んでおります。大田区の利用登録者数が減少していると、そういう現状を考えると、区民の誰もが気軽に身近で、そして簡単に図書資料を貸し出し、返却できるそういうスペース型の図書館を設置し、区民サービスを向上させる必要があります。先ほど教育長のほうからお話がありましたけど、そういうものも欲しいなど思っております。

そこで、公共施設や駅内や駅前に中継点、スペースを設け、図書館から取り寄せた図書資料の貸し出しや返却ができるスペースを設けることを求めます。そうすると、誰にとっても便利になり、利用者が拡大するのかなと思います。

三つは、学校の図書室と大田区の図書館とをネットワークで結び、学校図書室を地域開放型図書館に整備するのも、一つの方法かなと思います。学校は、区立図書館の学校支援事業や28年度から計画的に実施している読書学習司書を配置されたことにより、本当に学校図書室の読書環境が大きく向上しました。本当に素晴らしいことだと思います。学校は、数多く地域に点在するとともに、近くにあって、とても親しみやすいです。また、図書設備を持つ施設であることからすれば、学校図書室と区立図書館をネットワークで結び、学校図書室を地域開放型図書館として整備することにより、身近で、ゆっくりと学べる図書館となると思います。

以上が、私の考えです。

○区長

ありがとうございます。
では、横川委員。

○横川委員

根本的に申しますと、最近図書館の利用が二極化しているということで、本を読む人はたくさん読むし、借りてきて読むし、読まない人は読まないという、これはもともと本好きが昔に比べて減ってきているのではないかと思います。

ちょっと遠回りですけれども、子どもたちに本に親しませて、将来の本好きにさせるという。これはもう既に、大田区がかなり頑張っていて、この報告の中にもありますけれども、学校の読み聞かせなどをかなり頑張っているということと、各学校の図書館も非常に充実していて、こんな本まであるのかというふうに関心されたりということと、これは今の方針をどんどん続けていけばいいのではないかと思います。もう1点は、時間のある中高年の人を何とか図書館に、図書に親しませよう。これは、この資料を見ますと、30代、40代の女性は図書館の利用が多いけれども、それより若い人とか、それから逆に40歳以上の方については、図書館の利用が減っていると。40歳、50歳は忙しいので、仕方がないかもしれないのですけれども、では60歳以上はどうかという、やはり定年になって時間ができてきているので、そういった人たちに何とか図書館に来てもらえないかということ。

それに対してはいいアイデアはないのですけれども、実は、私の仕事柄、私は内科の医者ですので、在宅の患者さんとか、それから老人保健施設、それから特別養護老人ホームなどを回りますと、お年寄りがたくさんいる。当たり前ですけれども。一つの例として、実は私が担当している在宅の患者さんで、95歳のおばあちゃん、以前は家庭科の先生だったそうです。御主人も96歳で、お二人とも頭ははっきりしていて、体も元気なのですが、ただ問題が一つあるのは、御夫婦ともに本が大好きで、奥様のほうは、ある本は全部読んでしまった。ところが、近くに浜竹図書館があるのですけれども、足が痛くて借りに行けないのだそうです。私が月に2回ぐらい往診に行くと、この間の本はもう読んでしまった。なかなか新しい本を図書館に借りに行けないので、近くに住んでいる息子さんが、たまに持ってきてくれるのだけれども、すぐそれも読んでしまうということです。それは何とかならないかなということで、私がたまに本を持って行って、貸しているのですけれども、そういう人たちもいらっしゃる。そして、本をたくさん読んで、目も悪くない、そういう本に大変興味を持っている方というのは、本当に認知症の予防に非常になり、予防というか、認知症どころではないですね。私よりも頭がはっきりしているような感じなのですけれども。そういう意味では認知症の予防にもなるので、何とか、そういう方へのボランティアですね。子どもに読み聞かせをするボランティアはかなりたくさんいらっしゃると思うのですけれども、お年寄り、しかもそのお年寄りの個人宅を訪問して読み聞かせというわけには行かないでしょうけれども、老人の施設だとか、病院とか、そういうところに出向いて行って、読み聞かせをしてあげると。

特に、私は特養なんかに行っていますと、日中、テレビをぼーっと見ている老人がたくさんいらっしゃるのですけれども、ではこの人たちに読み聞かせをしてあげたら、多分頭

がはっきりしてくるのではないかなというふうについていつも思っておりまして、そういう老人向けの読み聞かせ隊みたいなボランティアを要請して、それを図書館で主導しまして、そういう施設や病院、例えば、東邦大学だとか、東京労災病院だとか、東京蒲田医療センターだとか、日赤とかありますよね。そういうところに出向いていく。もしくは、そういうところの職員自体をボランティアに仕立て上げると。多分そういうことは大好きなのですよ、看護師さんだとか、パラメディカルの人たちは。ですから、そういう要請を図書館で買って出て、そして本を図書館で用意して、老人なり、患者さんなり、子どもたちなりに読んであげると。具体的な話になってしまいますけど、そういうボランティアを要請してあげるような企画がいいのではないかなと思いました。

そして、この資料を見ますと、本当になるほど、なるほどと納得することがたくさん書いてありますが、やはり人と人との直接人間の声で語りかけ、それを聞くということが、多分頭に響いてくるのではないかなと思うので、そういう点も大事ではないかなと思いましたので、あえてちょっとこういった意見を述べさせていただきました。

以上です。

○区長

はい、ありがとうございました。

それぞれ委員の方からご意見をいただきましたが、そのほか、ちょっと言い忘れたとか、補足する発言ございますか。

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木委員

今、いいお考えを聞かせていただきましたが、あまねく人へのサービスをうたっておりますね。お子さんから青少年、高齢者、そして障がい者、乳幼児を持つ方、あとはもう一つ外国人ですね。そういったところで、障がい者についてのサービスを先ほど伺いました。借りる場合はお届けするというサービスをするのですとか、非常によく考えて、行っていたいてありますが、高齢者の問題が出てきました。高齢者も含めて障がい者とともに、本を読む機会をたくさん持っていただくのがいいのかなと思いますし、その障がい者を扱う場合に、点字のものですとか、そういったものがどのくらいあるのかどうなのかということだとかを教えていただきたいと思っております。

これからは、多くの方々ができるだけこの図書館へ行く、行かれなかったらこういうサービスをするなどぜひ取り上げて考えていただくということが一つと、あとは、もう一つ、対話のできる場所というものです。グループ討議ですとか、ディベートなんかもそこに行ったら、みんなで交流しながらできる、そういったものを取り入れるということですが、ここの部分については、地域力からしてみても大事なことだだと思います。

もう一つ、まず身近なことですぐできるとなれば、先ほど地域情報誌というお話が出ました。その地域情報誌は、それぞれの18出張所で、委員が出てつくっておられます。非常に地域ごとに様々でございますが、地域性あふれる内容ですから、自分のところにつくって皆さんにお渡しするのだけれども、18の出張所管内のものが、全て目にできるということでは、集めて図書館で見られるというのもいいのかなと、そんなふうに感じました。

以上です。

○区長

ありがとうございます。

それぞれ、委員さんからご意見をいただきました。時間等もございますので、後ほど、今までのことを事務局のほうで整理をしていただきたいと思います。

それで、あり方についての原案が出ましたが、今、それぞれの委員さんから、幾つかの点について強調した意見がございました。原案の中で、ほとんど網羅されていますけど、藤崎委員からは、図書館の今までの図書館ではなくて、非常に多目的な形を少し検討してほしいということ、鈴木委員からは、協議会の委員とか団体、そういう中で地域にある図書館の充実の運営を地域の皆さんに話をしてみたらどうだという提案をいただきました。教育長から、やはり図書館を運営していく人材のこと、これは、非常に大事なことから、司書の資質の充実とか、今の時代のインターネットをどういうふうに図書館と結びつけていくかという話をいただきました。芳賀委員からは、対価という、これは非常に今まで図書館というと全部無料ということでしたけど、対価を払ってもいいものもあるのではないかという新しい考え方ですが、それだけの価値のあるものを一つつくっていくという、そういうお話もいただきました。尾形委員からは、学校と地域の図書館の連携という話をいただきました。より一層の結びつきが大切だということだと思います。横川委員からは、認知症の方の防止にもなりますということで、図書館へ行かれない方、これは障がい者の方も同じことが言えますけど、こういった人たちの宅配サービスということを書いておりますが、その辺の工夫ということも御提案をいただいたと思っております。

委員の皆様方から、とてもいい御指摘をいただいたと思います。各発言内容については、事務局のほうでまとめていただいて、整理をしていただければと思います。

今日は、残念ながら、時間でございますので、そのように取りまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○区長

それでは、いろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日いただきました御意見につきましては、引き続き、私と教育委員の皆さんで共有化を図り、区民の皆様が等しく充実した区立図書館サービスを受けることができる利便性の高い、充実した図書館環境の整備に取り組んでまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、次第3の審議にこれから入らせていただきたいと思います。

先ほど、決定しましたとおり、これより非公開の会議ということで進めさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

【以下、非公開の会議】

※大田区総合教育会議運営要綱第6条に基づき、個人の秘密を守るために必要があると認められるので、非公開の会議となった。また、同第8条に基づき当該部分の議事録も非公開とする。

(午後5時10分閉会)